

1. 件名：「東海第二発電所の設計及び工事の計画の変更認可申請（緊急用 125V 系蓄電池の設置場所変更等）に係る事業者ヒアリング【3】」
2. 日時：令和5年10月16日 13時30分～14時00分
3. 場所：原子力規制庁 9階C会議室（TV会議システムを使用）
4. 出席（※・・・TV会議システムによる出席）  
原子力規制庁：  
（新基準適合性審査チーム）  
加藤管理官補佐、高橋管理官補佐  
  
日本原子力発電株式会社：  
発電管理室 部長 他5名  
東海第二発電所 保修室 保守統括Gr リーダー※ 他2名※
5. 自動文字起こし結果  
別紙のとおり。  
（注）：音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
6. その他  
提出資料：  
資料1 設計及び工事計画認可申請書（東海第二発電所の設計及び工事の計画の変更）（抜粋）（資料1）  
資料2 東海第二発電所 設計及び工事計画（変更）認可申請書 確認事項整理表【SA変認（電源盤移設、消火用ポンペ変更、チャンネル着脱機材料記載適正化）】（資料2）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	原子力規制庁の高橋です。
0:00:05	ただいまより、日本原子力発電株式会社東海第2発電所設計及び工事計画変更認可申請に関わるヒアリングを行います。
0:00:16	それでは、日本原子力発電から説明を開始してください。
0:00:22	はい。日本原電の土谷です。
0:00:25	はい。資料1-2について説明させていただきます。説明の際のページ番号は右下の通し番号で説明いたします。
0:00:33	2ページ目お願いいたします。
0:00:38	こちら、非常用電源設備の基本設計方針を示しております。
0:00:44	本設計に関わる項目を記載しておりまして既工事計画からの変更はございません。そのため各項目の説明は割愛させていただきます。
0:00:56	6ページ目お願いいたします。
0:01:01	はい。こちら非常用電源設備の主要設備リスト等を示しております。
0:01:07	今回の申請範囲である無停電電源装置と、電力貯蔵装置を示しておりまして対象機器としましては、非常用無停電電源装置、研究用無停電電源装置、
0:01:19	緊急用125V系蓄電池となっております。
0:01:23	こちらの内容につきましては既工事計画の変更はございません。
0:01:29	続きまして7ページ目お願いいたします。
0:01:33	はい。こちら夫婦表1としまして、略語の定義と、Aクボん定義を示しております。
0:01:39	こちら7ページ目から9ページ目まで既工事計画からの記載に変更はございません。
0:01:47	はい。
0:01:50	議長。はい。
0:01:51	続きまして10ページ目お願いいたします。
0:01:55	こちら、原子炉冷却系統施設の共通項目の基本設計方針について示しております。
0:02:03	はい。こちらにつきましても、本設計に関わる項目を記載しておりまして既工事計画からの変更はございません。
0:02:10	そのため各項目の説明は割愛させていただきます。該当ページは10ページ目から55ページになります。
0:02:20	続きまして56ページ目お願いいたします。
0:02:27	こちらは非常用電源設備の適用基準及び適用規格を示しております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:35	各今回に関わる項目、それぞれ記載しておりましてこちら、既工認、劇工事計画からの変更はございません。
0:02:46	続きまして 57 ページお願いいたします。
0:02:50	こちらは原子炉冷却系統施設の適用基準及び適用規格を示しております。
0:02:58	こちらでは、その他の発電用原子炉の附属施設として、非常用電源設備及び火災防護設備についての項目を示しております。
0:03:09	57 ページ、58 ページに 1、一通り記載があります。
0:03:16	既工事計画からの変更はございません。
0:03:19	続きまして 59 ページをお願いいたします。
0:03:24	こちらは、非常用電源設備と火災防護設備、それぞれに該当する適用基準及び適用規格を整理した表となっております。
0:03:35	続きまして、60 ページ目お願いいたします。
0:03:44	こちらは工事の工程表となっております。
0:03:49	非常用電源設備と火災防護設備に関する工事の工程を示しておりまして、1 月末までを、
0:03:56	審査期間として設定させていただきます。させていただきます。
0:04:01	ただ 2 月から工事をの開始を予定しており、
0:04:05	資格、ダイヤ、星マークは、表の下の記載の通り、検査を示しております。
0:04:14	はい。続きまして、
0:04:17	61 ページをお願いいたします。
0:04:20	こちらは、原子炉冷却系統施設の設置変更許可との整合性について示しております。
0:04:28	こちらにつきましては既工事計画から基本設計方針に変更がないため、設置、設置変更許可との整合性についても変更はございません。
0:04:39	そのため各項目の説明は割愛させていただきます。該当ページある、こちらの 61 ページから 133 ページになります。
0:04:54	続きまして、134 ページお願いいたします。
0:04:59	こちらは、非常用電源設備の編設置変更許可との整合性について示したのになります。
0:05:07	こちらにつきましても、既工事計画から基本設計方針に変更がないため、設置変更許可との整合性についても変更はございません。そのため各項目の説明は割愛させていただきます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:21	該当ページにつきましては、こちらの 134 ページから 143 ページになります。
0:05:34	続きまして 144 ページお願いいたします。
0:05:40	こちらは添付資料の 5-1-1 の 8-2 防護すべき設備の設定になります。
0:05:47	145 ページをお願いいたします。こちら目次となっております、今回の変更箇所としましては、2.3 の防護すべき設備のうち、評価対象の選定について、
0:05:59	といった項目、こちら変更しております。
0:06:02	続きまして、146 ページお願いいたします。
0:06:07	こちらの 2.3 の項目について説明いたします。
0:06:11	防護すべき設備のうち、評価対象として選定した設備に既工事計画からの変更はございません。
0:06:18	が、非常用電無停電電源装置の A、B、緊急用無停電電源装置、緊急用無停電計装分電盤、緊急用直流 125V、モーターコントロールセンター及び、
0:06:31	医療用無停電計算分電盤は、設置場所の変更により機
0:06:37	溢水防護区画に変更がございます。
0:06:42	続きまして 147 ページお願いいたします。
0:06:47	こちらは、表 2-1 に溢水評価対象の
0:06:52	14、重大事項等対象設備リストを示しております、こちらの溢水防護区画と設置高さに変更となっております。
0:07:03	変更箇所につきましては、こちらの * A3 から 7 の注記を右下につけております。右上につけております。
0:07:13	また表の下に注記の説明が記載されております 3 から 7 につき、周期の 3 から 7 につきましては既工事計画の溢水防護区画、または設置高さを
0:07:26	件記載しております。
0:07:28	続きまして、少し飛ばしまして 150 ページお願いいたします。
0:07:39	こちらの図につきましては、緊急用の電気室の躯体変更によりまして、溢水防護区画が一部変更となっておりますのでこちら、
0:07:50	示させていただきます。
0:07:54	続きまして、151 ページ、お願いいたします。
0:08:00	こちらは、5-2 の中の 1-6-1。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:04	非常用無停電電源装置の耐震性についての計算書について説明いたします。
0:08:09	152 ページをお願いいたします。
0:08:13	今回の変更箇所としましては、6 の評価結果。
0:08:19	について変更がございます。
0:08:23	少し飛ばしまして、155 ページをお願いいたします。
0:08:31	こちらは非常用無停電電源装置の耐震性についての計算結果を示したのものになります。
0:08:41	長谷こちらのページにつきましては水、
0:08:45	設計基準対象施設としての評価を行っておりまして、
0:08:49	設計条件の据付場所及び設置高さに変更がございます。
0:08:58	こちら非常用無停電電源装置のABの配置変更に伴いまして、
0:09:04	エレベーション
0:09:06	が変更となっております。
0:09:09	具体的にはA-4.00a1の 2.56 を新たに追記いたしました。
0:09:17	既工事計画のセッチュウカレベル、8. EL8.20 を評価に用いておりますので、評価結果には変更はございません。
0:09:28	続きまして少し飛ばして 158 ページをお願いいたします。
0:09:36	こちらにつきましては重大事故等対処施設としての評価結果を示したのものになります。
0:09:44	こちらも同様に、配置変更後のエレベーションを、マイナス 4.00、2.56 を追記しております。
0:09:52	こちらにつきましても既工事計画の、
0:09:55	基準床レベル 8.2L8.20 を評価に用いておりますので評価結果に変更はございません。
0:10:05	続きまして、
0:10:07	161 ページ、お願いいたします。
0:10:13	こちら 5-2 の中の 1-6-2、緊急用、緊急用無停電電源装置の耐震性についての計算書になります。
0:10:22	162 ページをお願いいたします。
0:10:26	こちらにつきましては既工事計画から、設置場所の変更を行いますが、同一建屋同一フロアでの変更のため、既工事計画からの耐震評価に変更はございません。
0:10:40	続きまして 162、163 ページをお願いいたします。
0:10:46	こちら、5-2 の中の 1-6-6。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:50	緊急用 125V系蓄電池の耐震性についての計算書になります。
0:10:56	164 ページをお願いいたします。
0:11:00	こちらで変更となる箇所としましては、
0:11:04	6 の評価結果となります。
0:11:09	少し飛ばしまして 167 ページをお願いいたします。
0:11:15	こちら 100 位、緊急用 125V系統計蓄電池の 4 項並びに檀市立の耐震性についての計算結果を示したものになります。
0:11:25	その中で 1.1 の表、設計条件として、設置ゆ据付場所及び画面高さに、8. EL8.20 を追記しております。
0:11:43	また、こちらにつきましても、既工事計画の基準床レベルをいえる 14.00 を評価に用いておりますので、評価結果に変更はございません。
0:11:58	続きまして、
0:11:59	170 ページをお願いいたします。
0:12:04	こちらにつきましてもは 3 項並びに檀 1 列の耐震性についての計算結果を示したものになります。
0:12:12	こちらも同様に据付場所及び床面高さにいえる 8.20 を追記しております。
0:12:22	こちらも同様に既工事計画の基準床レベルEL、14.00 を評価に用いておりますので、評価結果に変更はございません。
0:12:35	続きまして少し飛ばして 173 ページをお願いいたします。
0:12:43	5-2 の中の 1-7 の中に、緊急用無停電計装分電盤の耐震性についての計算書になります。
0:12:52	174 ページをお願いいたします。
0:12:55	こちらにつきましてもは既工事計画から、設置場所を変更しますが、同一建屋内、同一フロアへの変更であるため、既工事計画の
0:13:05	耐震評価に変更はございません。
0:13:10	続きまして、175 ページをお願いいたします。
0:13:15	5-2 の中の 1-7-15、研究用直流費 125V、モーターコントロールセンターの耐震性についての計算書になります。
0:13:27	176 ページをお願いいたします。
0:13:32	今回変更となる項目としましては、1 の概要、2 の一般事項 6 の評価結果になります。177 ページをお願いいたします。
0:13:45	表 1-1 に緊急用 125Vモーターコントロールセンターの構成について示しております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:55	緊急用の電気室 2 階に、もともと既工事計画では、1 列での配置を計画しておりましたが、1 階に設置場所を変更し、2 列で配置を行うため、
0:14:08	盤名称を(1)、(2)と分けて記載しております。
0:14:14	178 ページお願いいたします。
0:14:20	緊急用 125V、モーターコントロールセンターの(1)、(2)、数、それぞれの構造概略構造図を示したものになりまして縦横、高さ、
0:14:32	それぞれの先方をこちらに示しております。
0:14:38	続きまして
0:14:40	少し飛ばしまして、
0:14:42	181 ページお願いいたします。
0:14:48	こちらは緊急用直流 125Vモーターコントロールセンター、(1)の耐震性についての計算結果を示したものになります。
0:15:03	据付場所及び水床面高さにおきまして、
0:15:07	配置変更後のエレベーションの、
0:15:10	L8.20 を記載しております。
0:15:16	1.2 の機器の要目につきましては表の通りとなります。
0:15:22	続きまして 6 ページ目お願いいたします。6 ページの 182 ページですね すいません。182 ページ目お願いいたします。
0:15:32	1.3 につきましてはボルトに作用する力を表の通り記載しておりまして、
0:15:39	1.4 につきましてはボルトの応力、
0:15:42	電氣的機能維持の評価結果をそれぞれ示しております。
0:15:50	ボルト能力につきましては共用算出応力が許容許容力以下、
0:15:56	であり電氣的機能維持の表、評価用の加速度につきましては、
0:16:03	機能確認済みの加速度以下であることから、評価結果に問題はございません。
0:16:10	続きまして、
0:16:13	184 ページお願いいたします。
0:16:17	こちらは緊急用直流 125Vモーターコントロールセンター(2)の、
0:16:22	耐震性についての計算結果となります。
0:16:28	据付場所及び床面高さにつきましては、配置変更後のEL8.20 を記載しております。
0:16:38	評価結果につきましては、(1)と同様、評価結果に問題がないことを確認しております。
0:16:51	続きまして、187 ページお願いいたします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発音者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:00	5-2 の中の 1-7-32、商用無停電計装分電盤の耐震性についての計算書となります。
0:17:09	188 ページお願いいたします。
0:17:13	こちらで変更となった箇所としましては、6 の、
0:17:16	評価結果となります。
0:17:20	少し飛ばしまして 191 ページ、お願いいたします。
0:17:28	こちらは、設置据付場所及び床面高さの項目に配置変更後の EL-4.00、EL2.56 を追記しております。
0:17:42	既工事計画の基準床レベル、
0:17:45	EL8.20 評価に用いておりますので、評価結果に変更はございません。
0:17:55	はい。資料 1 の説明は以上になります。
0:18:15	原子力規制庁の高橋です。
0:18:17	ちょっと幾つか確認させてください。
0:18:19	今ほどの耐震計算書のところになります。
0:18:28	右下の通しページの 150。
0:18:32	5 ページ。
0:18:42	非常用無停電電源装置の
0:18:47	経産省のところですか。
0:18:53	第
0:18:55	4 回の変更認可での書きぶりをこれから紹介しますので、
0:19:02	ご検討ください。
0:19:04	まず
0:19:06	2-1 の設計条件ですが、固有周期の
0:19:12	水平垂直のところ、
0:19:15	米印を振って固有値解析により、0.05 秒以下、
0:19:20	抵抗構造であることを確認したという記載となっております。
0:19:25	2 点目で次のページの
0:19:31	156 ページですが、
0:19:36	新野さんの
0:19:39	計算数値のボルトに作用する力のところで、
0:19:46	SSのところの、
0:19:48	数値に* があって、これはこの分ケース言いますと EL8.2 の計算値であり得る。
0:19:58	この場合はマイナス 4 とか EL2.56 ですか。
0:20:03	の値は包絡されるといった記載。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:08	があります。
0:20:11	このアノ5クオーツのところはちょ、
0:20:15	平成30年の
0:20:17	本体購入のほかものとの整合もあって、
0:20:24	加来金井の選択はあるかと思いますが、
0:20:26	ちょっとこの崩落の話は、ちょっと明記し、どっかにしていただいた方がわかりやすいかと考えております。
0:20:37	この点いかがでしょうか。
0:20:43	日本原子力発電の土谷です。
0:20:45	ただいまご指摘いただいた注記につきまして記載を追加したい、追加して、記載適正化したいと思います。
0:20:59	すいません日本原燃の関根でございます。
0:21:03	衛藤。
0:21:04	一部ですね固有周期のところの記載についてなんですが、
0:21:08	今回、電気盤の方は、ゴコウ造の盤でありまして、こちらの打診試験にて獲られた数値になりますので、
0:21:18	ちょっと記載の方ですね第4回の対象のものを解析で獲られてるといったところをですね記載しておると思うんですが、ちょっとこちらのドイの記載が可能かといったところをですね持ち帰り確認した上で、資料の方反映したいと思います。以上です。
0:21:38	規制庁高橋です。打診試験と、解析の結果の違い。わかりました。ご検討をお願いします。
0:22:00	規制庁高橋です。続きまして通し番号166。
0:22:09	緊急用125V系蓄電池の機能維持評価結果の記載についてです。
0:22:18	これにつきましては
0:22:21	平成30年の本体SAコンニの時の記載ぶりですと、ここの(2)の機能維持評価結果の記載は、
0:22:30	電氣的機能維持、
0:22:35	評価は、支持構造物が健全であることの確認により行うため、評価結果は、(1)構造強度評価結果によると。
0:22:45	いうことで、
0:22:48	評価方法の記載を、やはりここでも引用されて、記載されておりました。
0:22:57	今回ここのところは次ページ以降の表に示すと書いてありながらその表がやはりなくてですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:06	本態性購入時と同様な記載の方がベターではないかと思うんですが、いかがでしょうか。
0:23:43	日本原電の関でございます。はい。先ほどご指摘いただいたところ、2018年ですね、既工認の方をちょっと確認して、記載のほう適正化したいと考えてございます。
0:23:54	こちら蓄電池の課題のところになりますので、その動的機器がないといった整理ですね機能維持の評価につきましては、記載の方見直すべきかなと考えてございますので、
0:24:08	資料のほうを適正化いたします。以上です。
0:24:16	規制庁高橋です。続きまして通し番号 191 ページ目。
0:24:25	非常用無停電、
0:24:27	計装分電真野経産省のところですが、
0:24:33	ここで設計条件で出てきます地震動の値は、これは平成 30 年の工認の時のいえる
0:24:47	14 の値が記載されていると思うんですがいかがでしょうか。
0:25:05	日本原電の土谷です。
0:25:07	1 度資料の方確認させていただきまして、もし、記載ミスがありましたら、適正化させていただきます。
0:25:17	規制庁高橋です。わかりました。同様にですね、
0:25:24	次の、
0:25:29	193 ページにこの分電盤の
0:25:34	絵があって、
0:25:36	これ壁掛けになっとりようですね、この壁掛けのう。
0:25:42	方は、
0:25:43	設置床、
0:25:47	上階のSRSを用いるといった、
0:25:52	記載が、第 4 回のへん人で注記されておりまして、
0:25:56	そういったところの注記もですね、適用可能であれば、適用いただきたいと思います。
0:26:12	日本原電の土屋です。今ご指摘いただいた箇所も適用をいたします。
0:26:26	原子力規制庁タカハシです。私からは以上です。
0:26:32	規制庁側から以上になります。
0:26:37	日本原子力発電から、
0:26:39	何かございますか全体として、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:49	規制庁タカハシです。コメントリストの資料 2 であるようですので、それも引き続き、いいですか。
0:27:07	元モリでございます。今の資料につきましては、今回新たに該当するものはありませんので、説明のほうは割愛します。ただコメントの方は、以前いただきましたので、それを資料化したと。
0:27:20	いうものでございます。以上です。
0:27:24	はい。あと発電所の方、全体通して何かありますでしょうか。
0:27:30	はい、発電所から特段ございません。
0:27:38	原子力規制庁の高橋です。
0:27:41	それでは以上をもちまして、
0:27:43	東海第 2 発電所の設計及び工事計画変更認可申請に関わるヒアリングを終了します。お疲れ様でした。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。